



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年3月14日火曜日 第1742号外1

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則及び特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則..... 1

人事委員会規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則..... 1

職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則..... 3

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 6

管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....42

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....42

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則.....42

地域手当に関する規則.....44

規 則

○愛媛県規則第4号

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則及び特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則及び特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年愛媛県規則第48号)の一部を次のように改正する。

様式第4号2(1)㉑1の表中「調整手当」を「地域手当」に改め、同様式2(1)㉑2(2)の表中

「普通昇給に伴う増加分				
昇給期間短縮に伴う増加分				

を

「昇給に伴う増加分				
-----------	--	--	--	--

に

改め、同様式2(1)㉑2(2)注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

(特別職の職員の期末手当に関する規則の一部改正)

第2条 特別職の職員の期末手当に関する規則(平成2年愛媛県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条第1項中「4級」を「3級」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則2-19

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則

(愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則(愛媛県人事委員会規則2-1)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「4級」を「2級」に改める。

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

第2条 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の一部を次のように改正する。

第3条中「11級」及び「10級」を「9級」に、「なお」を「この場合において」に改める。

第6条第1号中「行政職群3級」を「行政職群2級」に改める。

第15条第2項第1号ア中「の職」の下に「のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職以外の職」を加え、同号イ中「2級の」を「1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う」に改める。

第24条第3号ただし書中「5級」を「3級」に改める。

第25条第1項中「から4級まで」を削り、「5級」を「4級」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職群級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1級	管理者の事務部局	定型的な業務を行う主事又は技師
2級		高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師 主任主事 主任技師
3級		係長 担当係長 主任 事業所の出張所長
4級		専門員(4級)
5級		課長補佐

	技術課長補佐 課付（5級） 事業所の課長 専門員（5級） 中央病院経営企画室長補佐 三島病院事務局次長 南宇和病院事務局次長
6級	本局課長 技幹 副参事 局付（6級） 課付（6級） 発電所長 管理事務所長 病院の事務局長（中央病院事務局長、今治病院事務局長及び新居浜病院事務局長を除く。） 中央病院事務局次長 中央病院経営企画室長
7級	参事 局付（7級）
8級	局付（8級） 今治病院事務局長 新居浜病院事務局長
9級	局長 中央病院事務局長

備考 知事の事務部局、人事委員会の事務部局、議会の事務部局、監査委員の事務部局、教育委員会の事務部局及び警察の事務部局にあつては、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43。以下「初任給規則」という。）別表第10

1 行政職給料表級別職務区分表の例による。

別表第5 医療職群(二)級別職務区分表3級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「主査」を「主任（3級）」に改め、同表4級の項同欄中「主任」を「主任（4級）」に改める。

別表第6 医療職群(三)級別職務区分表3級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「主査」を「主任（3級）」に改め、同表4級の項同欄中「主任」を「主任（4級）」に改める。

別表第8 採用試験の部職員採用候補者（初級）試験の項試験の対象となる職又は階級の欄中「の職」の下に「のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職以外の職」を加え、同部職員採用候補者（上級）試験の項同欄1及び同部少年補導職員採用候補者試験の項同欄中「2級の」を「1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う」に改め、同部職員採用候補者（資格免許職）試験の項同欄1中「及び2級」を削る。

別表第14職群別級別選考基準表中

3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	
		1年	2年	2年	2年	2年	1年	1年	を
	2年	1年	1年	2年	2年	2年	1年		」

3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
4年	3年	2年	2年	2年	1年	1年	に改め、同表
	2年	2年	2年	2年	2年	1年	」

備考2中「公安職群の4級」を「、公安職群の4級」に改め、「、同項職務の級5級の欄の規定は公安職群の5級の

職のうち警部補又は警部の階級に在級する者に係るものについて」を削り、同表備考4中「並びに」を「及び」に改め、「及び公安職群の5級の職（警部補又は警部の階級に在級する者に係る職を除く。）」を削る。

（公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第3条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-159）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「又はその日から1年以内の初任給等規則第29条に定める昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日（初任給等規則第27条に規定する昇給日という。）又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条第1項中「給料月額に」を「号給に」に、「給料月額等」を「号給等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-162）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「給料月額の決定等」を「号給の決定」に改め、同条中「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は」を「号給は」に、「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の」を「号給を超えない」に改める。

（職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第5条 職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-0）の一部を次のように改正する。

第11条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

様式第3号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正）

第6条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1）の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表職務の級の欄中「6級」を「4級」に改める。

（愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正）

第7条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-479）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

様式第5号及び様式第9号中

「調整手当」を「地域手当」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等

に関する規則の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-714)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。
(職員の修学部分休業に関する規則及び職員の高齢者部分休業に関する規則の一部改正)

第9条 次に掲げる規則の規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

- (1) 職員の修学部分休業に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-50)第5条
- (2) 職員の高齢者部分休業に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-51)第5条
(特別昇給定数の臨時特例に関する規則等の廃止)

第10条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 特別昇給定数の臨時特例に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-171)
- (2) 昇格の場合の号給の特例に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-420)
- (3) 特定の職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-757)
- (4) 職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1014)
- (5) 昇格又は降格の特例に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1015)
- (6) 平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置に

関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1016)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する第2条の規定による改正後の職員の採用及び昇任に関する規則別表第14職群別級別選考基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

- (1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職群の5級又は公安職群の5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 3 この規則の施行の際現にある第5条の規定による改正前の職員の給与の支給等に関する規則様式第3号並びに第7条の規定による改正前の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則様式第5号及び様式第9号の規定による書類の用紙は、当分の間、これらを訂正して使用することができる。

○愛媛県人事委員会規則7-1021

職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え)

第1条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。)別表第1若しくは別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(教育職員給与条例別表第1の備考又は別表第2の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて別表に定める号給
- (2) 旧級が行政職給料表の1級である職員 人事委員会の定める号給
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額の切替え)

第2条 切替日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

$$10万1千円 \times \frac{\text{その者の旧給料月額} - 86万8千円}{10万8千円} + 81万2千円$$

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第3項の規定による給料月額の切替え)

第3条 切替日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$12万4千円 \times \frac{\text{その者の旧給料月額} - 91万1千円}{13万2千円} + 85万2千円$$

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表

1 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
4 級	円					
	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
383,000	111	111	112	112	113	
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45
11 級	580,300	37	38	39	40	41

2 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
3 級	円					
	417,200	137	138	139	140	141
4 級	428,200	109	110	111	112	113
	431,000	113	114	115	116	117
	433,800	117	118	119	120	121
	436,600	121	122	123	124	125
5 級	434,300	117	118	119	120	121
	437,300	121	122	123	124	125
6 級	457,300	89	90	91	92	93

7 級	465,800	77	78	79	80	81
	469,300	81	82	83	84	85
8 級	487,000	69	70	71	72	73
	490,600	73	74	75	76	77
9 級	500,900	53	54	55	56	57
	504,800	57	58	59	60	61
10 級	522,000	37	38	39	40	41
	526,200	41	42	43	44	45

3 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
2 級	371,700	113	114	115	116	117
	374,400	117	118	119	120	121
5 級	579,900	69	70	71	72	73

4 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
2 級	515,800	89	90	91	92	93
	519,200	93	94	95	96	97
3 級	572,000	81	82	83	84	85
	576,100	85	86	87	88	89
4 級	604,900	57	58	59	60	61
	609,500	61	62	63	64	65

5 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
4 級	386,900	101	102	103	104	105
5 級	424,900	81	82	83	84	85
7 級	491,600	49	50	51	52	53

6 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
1 級	321,000	161	162	163	164	165
	322,800	165	166	167	168	169
2 級	369,600	149	150	151	152	153
3 級	396,600	121	122	123	124	125
4 級	408,600	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
	428,900	85	86	87	88	89

5 級	431,400	89	90	91	92	93
-----	---------	----	----	----	----	----

7 大学教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上	
	旧給料月額					
	円					
4 級	592,800	73	74	75	76	77

8 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上	
	旧給料月額					
	円					
2 級	443,200	141	142	143	144	145
	445,600	145	146	147	148	149

9 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上	
	旧給料月額					
	円					
2 級	457,000	129	130	131	132	133
	459,800	133	134	135	136	137

○愛媛県人事委員会規則7 - 1022

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。

第9条第1号ア中「5級」を「3級」に改める。

第13条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に、「第22条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号から第3号まで又は第23条第1項第1号若しくは第2号」を「第22条第1項又は第23条第1項」に改め、同条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第15条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に、「18月（第1号、第2号又は第4号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち5年までの年数及び第3号又は第5号に掲げる者が必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの当該各号に定める経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、12月）」を「12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第3号又は第5号に掲げる者が必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経

験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）」に改め、「数）」の下に「に4を乗じて得た数」を、「とする号給」の下に「（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）」を加え、同項ただし書を削る。

第22条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第33に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第22条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項の規定による」を「前2項の規定による」に、「給料月額」を「号給」に、「前各項の規定にかかわらず」を「これらの規定にかかわらず」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第22条第6項及び第7項を削る。

第23条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号

給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

第23条第3項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条第4項中「給料月額」を「号給」に、「第1項各号」を「第1項」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第36条の2の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第1項中「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職等の日から1年以内の第29条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第1 2級の項を削り、同表3級の項職務の級の欄中「3級」を「2級」に改め、同表4級の項を削り、同表5級の項同欄中「5級」を「3級」に改め、同表6級の項同欄中「6級」を「4級」に改め、同表7級の項同欄中「7級」を「5級」に改め、同表8級の項同欄中「8級」を「6級」に改め、同表9級の項同欄中「9級」を「7級」に改め、同表10級の項同欄中「10級」を「8級」に改め、同表11級の項同欄中「11級」を「9級」に改める。

別表第2 2級の項標準的な職務の欄1中「1種主任」を「主任」に改め、同表3級の項、4級の項及び5級の項を次のように改める。

3級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任又は巡查長の職務
4級	1 高度の知識又は経験を必要とする係長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする主任の職務
5級	1 課長補佐の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする係長の職務

別表第2 6級の項を削り、同表7級の項職務の級の欄中「7級」を「6級」に改め、同表8級の項同欄中「8級」を「7級」に改め、同表9級の項同欄中「9級」を「8級」に改め、同表10級の項同欄中「10級」を「9級」に改める。

別表第5 3級の項標準的な職務の欄中「主査」を「主任」に改める。

別表第6 3級の項標準的な職務の欄中「主査」を「主任」に改め、同表4級の項同欄中「看護長又は主任」を「又は看護長」に改める。

別表第10 1 行政職給料表級別職務区分表2級の部を削り、同表3級の部職務の級区分の欄中「3級」を「2級」に

改め、同表4級の部を削り、同表5級の部同欄及び同部職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「5級」を「3級」に改め、同表6級の部職務の級区分の欄及び同部職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「6級」を「4級」に改め、同表7級の部職務の級区分の欄及び同部職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「7級」を「5級」に改め、同表8級の部職務の級区分の欄及び同部職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「8級」を「6級」に改め、同表9級の部職務の級区分の欄及び同部職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「9級」を「7級」に改め、同表10級の部職務の級区分の欄及び同部職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「10級」を「8級」に改め、同表11級の部職務の級区分の欄中「11級」を「9級」に改める。

別表第10 2 公安職給料表級別職務区分表2級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「1種主任」を「主任(2級)」に改め、同表3級の項同欄中「1種係長」を「係長(3級)」に、「2種主任」を「主任(3級)」に改め、同表4級の項同欄中「2種係長」を「係長(4級)」に、「3種主任」を「主任(4級)」に改め、同表5級の項を削り、同表6級の項職務の級区分の欄中「6級」を「5級」に改め、同項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「専任課長補佐(6級)」を「課長補佐(5級)」に、「4種係長」を「係長(5級)」に改め、同表7級の項職務の級区分の欄及び同項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「7級」を「6級」に改め、同表8級の項職務の級区分の欄及び同項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「8級」を「7級」に改め、同表9級の項職務の級区分の欄及び同項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「9級」を「8級」に改め、同表10級の項職務の級区分の欄及び同項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「10級」を「9級」に改める。

別表第10 5 医療職給料表(二)級別職務区分表2級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「相当高度」を「高度」に改め、同表3級の部知事の事務部局の項同欄中「主査」を「主任(3級)」に改め、同表4級の部知事の事務部局の項同欄中「科長主任」を「科長主任(4級)」に改める。

別表第10 6 医療職給料表(三)級別職務区分表2級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「相当高度」を「高度」に改め、同表3級の部知事の事務部局の項同欄中「主査」を「主任(3級)」に改め、同表4級の部知事の事務部局の項同欄中「看護長主任」を「看護長主任(4級)」に改める。

別表第11職務の級の欄を次のように改める。

職務の級	
1 級	2 級
	3
0	3
	5 5
0	6

	8
0	8
	9
3	12

別表第12職務の級5級の欄を削る。

別表第23初任給の欄を次のように改める。

初任給
1級25号給
1級15号給
1級5号給
1級1号給
1級25号給
1級9号給
1級5号給
1級1号給
1級29号給
1級19号給
1級9号給

別表第24初任給の欄を次のように改める。

初任給
3級1号給
2級3号給
1級1号給

別表第24備考中「卒業者」の下に「その他部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者」を加える。

別表第25初任給の欄を次のように改める。

初任給
1級25号給
1級15号給
1級5号給
1級1号給

別表第26初任給の欄を次のように改める。

初任給
1級37号給
1級13号給
1級1号給

別表第27初任給の欄を次のように改める。

初任給
2級1号給
2級13号給
2級9号給

2級1号給
2級1号給
1級17号給
1級11号給
2級1号給
1級17号給
2級1号給
1級11号給
2級1号給
1級11号給
2級1号給
1級17号給
2級1号給
1級17号給
2級1号給
1級17号給
1級11号給
1級7号給
1級11号給
1級1号給
1級17号給
1級11号給
1級1号給
1級11号給
1級1号給

別表第28初任給の欄を次のように改める。

初任給
2級11号給
2級5号給
2級5号給
2級1号給
1級1号給

別表第28備考3中「2級5号給」を「2級13号給」に、「2級4号給」を「2級9号給」に改める。

別表第29初任給の欄を次のように改める。

初任給
2級41号給
2級25号給
2級13号給
2級3号給
1級21号給

1 級 11 号 給

1 級 1 号 給

別表第30初任給の欄を次のように改める。

初 任 給

2 級 29 号 給

2 級 13 号 給

2 級 1 号 給

1 級 11 号 給

1 級 21 号 給

1 級 11 号 給

1 級 1 号 給

別表第31初任給の欄を次のように改める。

初 任 給

1 級 37 号 給

1 級 31 号 給

1 級 13 号 給

1 級 1 号 給

別表第32備考 1 を削り、同表備考 2 を同表備考とする。

別表第33を次のように改める。

別表第33(第22条関係)

昇 格 時 号 給 対 応 表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	14
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15
38	6	22	22	30	30	23	25	15
39	7	23	23	31	31	24	26	15

40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16
42	10	26	26	34	34	25	27	16
43	11	27	27	35	35	26	28	16
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	29	17
46	14	30	30	38	38	27	29	
47	15	31	31	39	39	28	30	
48	16	32	32	40	40	28	30	
49	17	33	33	41	41	29	31	
50	18	34	34	42	41	29	31	
51	19	35	35	43	42	29	32	
52	20	36	36	44	42	30	32	
53	21	37	37	45	43	30	33	
54	22	38	38	46	43	30	33	
55	23	39	39	47	44	31	34	
56	24	40	40	48	44	31	34	
57	25	41	41	49	45	31	35	
58	25	41	42	50	45	32	35	
59	26	42	43	51	46	32	36	
60	26	42	44	52	46	32	36	
61	27	43	45	53	47	33	37	
62	27	43	45	54	47	33		
63	28	44	45	55	48	34		
64	28	44	46	56	48	34		
65	29	45	46	57	49	35		
66	29	45	46	58	49	35		
67	30	46	47	59	50	36		
68	30	46	47	60	50	36		
69	31	47	47	61	51	37		
70	31	47	48	62	51	37		
71	32	48	48	63	52	38		
72	32	48	48	64	52	38		
73	33	49	49	65	53	39		
74	33	49	49	66	54	39		
75	34	49	49	67	55	40		
76	34	49	50	68	56	40		
77	35	50	50	69	57	41		
78	35	50	50	70	58			
79	36	50	51	71	59			
80	36	50	51	72	60			
81	37	51	51	73	61			
82	37	51	52	74	62			
83	38	51	52	75	63			

84	38	51	52	76	64			
85	39	52	53	77	65			
86	39	52	53	78				
87	40	52	53	79				
88	40	52	53	80				
89	41	53	54	81				
90	41	53	54	82				
91	42	53	54	83				
92	42	53	54	84				
93	43	53	55	85				
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	56					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	57					
102		55	57					
103		55	58					
104		56	58					
105		56	59					
106		56	59					
107		56	60					
108		56	60					
109		57	61					
110		57	61					
111		57	62					
112		57	62					
113		58	63					
114		58						
115		58						
116		58						
117		59						
118		59						
119		59						
120		59						
121		60						
122		60						
123		60						
124		60						
125		61						

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28

41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	31
48	40	36	32	24	40	40	36	31
49	41	37	33	25	41	41	37	31
50	42	38	34	26	42	42	38	32
51	43	39	35	27	43	43	39	32
52	44	40	36	28	44	44	40	32
53	45	41	37	29	45	45	41	33
54	46	42	38	30	46	46	42	33
55	47	43	39	31	47	47	43	34
56	48	44	40	32	48	48	44	34
57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	35
59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	
64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	53	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58	58	
75	67	63	59	48	67	59	59	
76	68	64	60	48	68	60	60	
77	69	65	61	49	69	61	61	
78	70	66	62	50	70	62		
79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		
84	76	72	68	56	76	66		

85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	69	57	78			
87	79	75	70	58	79			
88	80	76	70	58	80			
89	81	77	71	59	81			
90	81	78	71	59	82			
91	82	79	72	60	83			
92	82	80	72	60	84			
93	83	81	73	61	85			
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	90	82	64				
103	91	91	83	64				
104	92	92	84	64				
105	93	93	85	65				
106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				
108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				
111	96	96	90	71				
112	96	96	90	72				
113	97	97	91	73				
114	97	98	91	73				
115	98	99	92	74				
116	98	100	92	74				
117	99	101	93	75				
118	99	101	94	75				
119	100	101	95	76				
120	100	102	96	76				
121	101	102	97	77				
122	101	102	98	78				
123	102	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	103	103	101	81				
126		104	101					
127		104	102					
128		104	102					

129		105	103					
130			103					
131			104					
132			104					
133			105					
134			106					
135			107					
136			108					
137			109					
138			110					
139			111					
140			112					
141			113					

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18

41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23
51	26	18	32	24
52	26	18	32	24
53	27	19	33	25
54	27	19	34	25
55	28	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29
63	34	24	40	29
64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	
75	40	30	44	
76	40	30	44	
77	41	31	45	
78	41	31	45	
79	42	32	46	
80	42	32	46	
81	43	33	47	
82	43	33	47	
83	44	33	48	
84	44	34	48	

85	45	34	49	
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	
90	49	36		
91	50	36		
92	50	36		
93	51	37		
94	51	37		
95	52	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	41		
108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		
112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		
117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		
120	64	46		
121	65	47		

4 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16

41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48

85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

5 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22

41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	26
49	29	33	37	33	33	26
50	29	34	38	33	33	26
51	30	35	39	34	34	27
52	30	36	40	34	34	27
53	31	37	41	35	35	27
54	31	38	42	35	35	28
55	32	39	43	36	36	28
56	32	40	44	36	36	28
57	33	41	45	37	37	29
58	34	42	46	38	37	29
59	35	43	47	39	37	30
60	36	44	48	40	38	30
61	37	45	49	41	38	31
62	37	46	50	41	38	31
63	38	47	51	41	39	32
64	38	48	52	42	39	32
65	39	49	53	42	39	33
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	41	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	42	
72	42	54	60	44	42	
73	43	55	61	45	43	
74	43	55	61	45	43	
75	44	56	62	45	44	
76	44	56	62	45	44	
77	45	57	63	46	45	
78	45	57	63	46	45	
79	45	58	64	46	46	
80	46	58	64	46	46	
81	46	59	65	47	47	
82	46	59	65	47	47	
83	47	60	66	47	48	
84	47	60	66	47	48	

85	47	61	67	48	49	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	49		
90		62	70	49		
91		62	71	49		
92		62	72	50		
93		62	73	50		
94		62	73	50		
95		63	74	51		
96		63	74	51		
97		63	75	51		
98		63	75	52		
99		63	76	52		
100		64	76	52		
101		64	77	53		
102		64	77	53		
103		64	78	54		
104		64	78	54		
105		65	79	55		
106			79			
107			80			
108			80			
109			81			
110			81			
111			82			
112			82			
113			83			

6 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24

41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	

85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	
91	71	67	79	66	47	
92	72	68	80	66	47	
93	73	69	81	67	47	
94	74	70	82	67		
95	75	71	83	68		
96	76	72	84	68		
97	77	73	85	69		
98	77	74	85	70		
99	78	75	86	71		
100	78	76	86	72		
101	79	77	87	73		
102	79	78	87	73		
103	80	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	82	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	83	83	95	79		
112	83	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	84	84	98			
115	84	84	99			
116	84	84	100			
117	85	85	101			
118	85	85	101			
119	85	85	102			
120	85	86	102			
121	86	86	103			
122	86	86	103			
123	86	87	104			
124	86	87	104			
125	87	87	105			
126	87	88				
127	87	88				
128	87	88				

129	88	89				
130	88	89				
131	88	89				
132	88	90				
133	89	90				
134	89	90				
135	89	91				
136	90	91				
137	90	91				
138	90	92				
139	91	92				
140	91	92				
141	91	93				
142	92	93				
143	92	93				
144	92	94				
145	93	94				
146	93	94				
147	93	95				
148	93	95				
149	94	95				
150	94	96				
151	94	96				
152	94	96				
153	95	97				
154	95					
155	95					
156	95					
157	96					
158	96					
159	96					
160	96					
161	97					
162	97					
163	97					
164	98					
165	98					
166	98					
167	99					
168	99					
169	99					

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1

41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26

85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	66	53	
102	66	54	
103	66	55	
104	66	56	
105	67	57	
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	

129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1

41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10
51	31	1	11
52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	
79	48	27	
80	48	28	
81	49	29	
82	49	30	
83	49	31	
84	50	32	

85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	

129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		

9 大学教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5
34	14	22	6
35	15	23	7
36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12

41	21	29	13
42	22	30	14
43	23	31	15
44	24	32	16
45	25	33	17
46	26	34	18
47	27	35	19
48	28	36	20
49	29	37	21
50	30	38	21
51	31	39	22
52	32	40	22
53	33	41	23
54	33	41	23
55	33	42	24
56	34	42	24
57	34	43	25
58	34	43	25
59	35	44	25
60	35	44	26
61	35	45	26
62	36	46	26
63	36	47	27
64	36	48	27
65	37	49	27
66	37	50	28
67	38	51	28
68	38	52	28
69	39	53	29
70	39	54	29
71	40	55	30
72	40	56	30
73	41	57	31
74	41	57	31
75	42	58	32
76	42	58	32
77	43	59	33
78	43	59	33
79	44	60	33
80	44	60	34
81	45	61	34
82	45	61	34
83	46	62	35
84	46	62	35

85	47	63	35
86	47	63	36
87	48	64	36
88	48	64	36
89	49	65	37
90	49	65	
91	49	66	
92	49	66	
93	50	67	
94	50	67	
95	50	68	
96	50	68	
97	51	69	
98	51	69	
99	51	70	
100	51	70	
101	52	71	
102	52	71	
103	52	72	
104	52	72	
105	53	73	
106	53		
107	53		
108	54		
109	54		
110	54		
111	55		
112	55		
113	55		
114	56		
115	56		
116	56		
117	57		
118	57		
119	57		
120	57		
121	58		
122	58		
123	58		
124	58		
125	59		
126	59		
127	59		
128	59		

129	60		
-----	----	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(以下「改正条例附則第2項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「新規則」という。)別表第11及び別表第12の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
 - (1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の2級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 3 改正条例附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における新規則第19条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の2級若しくは5級又は公安職給料表の5級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であつた職員にあつては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。
(切替日における昇格又は降格の特例)
- 4 切替日に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第22条又は第23条の規定を適用する。

○愛媛県人事委員会規則7-1023

管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

- 第1条** 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

- 第3条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

- 第2条** 教育職員の管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-390)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

- 第3条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される教育職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1024

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-155)の一部を次のように改正する。

- 第2条第1項第3号から第5号までを次のように改める。
- (3) 前2号に掲げる職以外の職で職員給与と条例第9条の2第1項前段の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の級地が5級地若しくは6級地とされる地域に所在する公署に置かれる職
 - (4) 職員給与と条例第9条の2の規定による地域手当の級地が4級地とされる地域に所在する公署に置かれる職
 - (5) 職員給与と条例第9条の2の規定による地域手当の級地が1級地、2級地又は3級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1025

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 471）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1～4	5,000	5,400	10,700	17,100
	5～8	5,200	5,700	11,100	17,500
	9～12	5,400	6,000	11,500	17,900
	13～16	5,600	6,300	12,400	18,300
	17～20	5,900	6,600	12,800	18,700
	21～24	6,200	7,000	13,200	19,000
	25～28	6,500	7,300	13,600	19,400
	29～32	6,800	7,600	14,000	19,600
	33～36	7,100	7,900	14,400	19,900
	37～40	7,400	8,300	14,800	20,200
	41～44	7,700	8,900	15,100	
	45～48	8,000	9,300	15,500	
	49～52	8,300	9,700	15,900	
	53～56	8,600	10,500	16,300	
	57～60	8,800	10,900	16,700	
再任用教育職員以外の教育職員	61～64	9,100	11,300	17,100	
	65～68	9,400	12,100	17,400	
	69～72	9,700	12,500	17,700	
	73～76	9,900	12,900	18,000	
	77～80	10,200	13,300	18,300	
	81～84	10,400	13,700	18,500	
	85～88	10,600	14,000	18,700	
	89～92	10,800	14,400	18,900	
	93～96	11,000	14,700	19,100	
	97～100	11,200	15,000		
	101～104	11,400	15,400		
	105～108	11,500	15,700		
	109～112	11,600	16,000		
	113～116	11,700	16,300		
	117～120	11,900	16,500		
	121～124	12,000	16,800		
	125～128	12,100	17,000		
	129～132		17,200		

	133～136		17,400		
	137～140		17,600		
	141～144		17,700		
	145～148		17,800		
	149		17,900		
再任用教育職員		8,000	9,700	12,800	16,300

別表第2（第2条関係）

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1～4	5,000	6,300	12,800	17,100
	5～8	5,200	6,600	13,200	17,500
	9～12	5,400	7,000	13,600	17,900
	13～16	5,600	7,300	14,000	18,300
	17～20	5,900	7,600	14,400	18,700
	21～24	6,200	7,900	14,800	19,000
	25～28	6,500	8,300	15,100	19,400
	29～32	6,800	8,900	15,500	19,600
	33～36	7,100	9,300	15,900	19,900
	37～40	7,400	9,700	16,300	20,200
	41～44	7,700	10,500	16,700	
	45～48	8,000	10,900	17,100	
	49～52	8,300	11,300	17,400	
	53～56	8,600	12,100	17,700	
	57～60	8,800	12,500	18,000	
再任用教育職員以外の教育職員	61～64	9,100	12,900	18,300	
	65～68	9,400	13,300	18,500	
	69～72	9,700	13,700	18,700	
	73～76	9,900	14,000	18,900	
	77～80	10,200	14,400	19,100	
	81～84	10,400	14,700		
	85～88	10,600	15,000		
	89～92	10,800	15,400		
	93～96	11,000	15,700		
	97～100	11,200	16,000		
	101～104	11,400	16,300		
	105～108	11,500	16,500		
	109～112	11,600	16,800		
	113～116	11,700	17,000		
	117～120	11,900	17,200		
	121～124	12,000	17,400		
	125～128	12,100	17,600		

	129～132	12,300	17,700		
	133～136	12,400	17,800		
	137～140	12,500	17,900		
	141～144	12,600			
	145～148	12,800			
	149～152	12,900			
	153	13,000			
再任用教育職員		8,000	9,700	12,800	16,300

支給割合	支給地域
100分の13	東京都特別区
100分の11	大阪府大阪市

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1026

地域手当に関する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

地域手当に関する規則

調整手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 362）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）第9条の2の規定による地域手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（支給地域及び級地）

第2条 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。

- (1) 東京都特別区 1級地
- (2) 大阪府大阪市 2級地

（端数計算）

第3条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって、当該地域手当の月額とする。条例第18条、第19条第4項及び第5項（条例第19条の4第4項で準用する場合を含む。）並びに第19条の4第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日までの間における条例第9条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の表のとおりとし、同日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の11とする。